

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

1 令和4年第3回定例会提出予定議案の説明

(3) 議案第69号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部
を改正する条例の制定について

資料1 議案第69号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一
部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和4年6月1日
消 防 局

議案第 69 号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を 改正する条例の制定について

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴い、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に担保に供することができないこととするため改正するもの

- 1 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正（令和 2 年法律第 40 号）
- 2 改正内容
傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供することができることとする規定を削除するもの
- 3 施行期日
公布の日から施行

議案第69号参考資料

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例関係

1 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律による株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正 令和2年6月5日公布 令和4年4月1日から施行

2 条例改正に係る上記1の内容

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給等を担保とした貸付けにおいて、担保の対象から消防組織法等の規定に基づき条例により支給される補償が削除された。

※ 沖縄振興開発金融公庫が行う恩給等を担保とした貸付けにおける担保の対象は、沖縄振興開発金融公庫法において、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給等を担保とした貸付けにおける担保の対象と同一である旨が規定されている。このため、上記1の改正により、沖縄振興開発金融公庫が行う恩給等を担保とした貸付けにおいても、担保の対象から消防組織法等の規定に基づき条例により支給される補償が除かれることとなる。

3 条例の改正内容

公務災害補償を受ける権利は、担保に供することができないこととしているが、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利については例外として株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供することができる旨を規定しているところ、上記2に伴い、当該規定を削除するもの

4 非常勤消防団員等の公務災害補償制度の概要

非常勤消防団員等の公務災害補償は、消防組織法等の規定に基づき、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより行うこととされている。

5 本市における公務災害補償の支給状況（現在継続して支給しているもの）

遺族補償年金 1件（昭和41年事由発生）

火災出場途上の事故により死亡した消防団員の遺族に対する補償

6 消防団員数（令和4年4月1日現在）

定員 1,345人

現員 1,067人

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市消防団員公務災害補償条例 昭和36年3月31日条例第23号 (略)</p> <p>(公務災害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 川崎市消防団員（以下「消防団員」という。）が消防団員としての身分を失った場合においても、公務災害補償を受ける権利は、変更されることはない。</p> <p>2 公務災害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p> <p>(略)</p>	<p>○川崎市消防団員公務災害補償条例 昭和36年3月31日条例第23号 (略)</p> <p>(公務災害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 川崎市消防団員（以下「消防団員」という。）が消防団員としての身分を失った場合においても、公務災害補償を受ける権利は、変更されることはない。</p> <p>2 公務災害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(略)</p>